大口町告示第5号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律施行規則(平成26年內閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。) に基づき、個人番号利用事務実施者(行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下 「法」という。)第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をい う。以下同じ。)が適当と認める書類、財務大臣等(規則第1条第3項に 規定する財務大臣等をいう。以下同じ。)が適当と認める事項等、個人番 号利用事務実施者が適当と認める事項、個人番号利用事務実施者が認める 場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法(以下「個人番号利 用事務実施者が適当と認める書類等」という。)を、次のとおり定め、告 示の日から適用する。

平成28年2月29日

大口町長 鈴木雅博

別表第1欄に掲げる規定の同第2欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を同第3欄に掲げるとおり定める。

別表

第1欄	第2欄	第3欄
規則第	官公署から発行さ	税理士法施行規則(昭和26年大蔵省令
1 条 第	れ、又は発給された	第55号)第12条に規定する税理士証
1 項第	書類その他これに	票(提示時において有効なものに限る。
2 号	類する書類であっ	以下「税理士証票」という。)
	て、通知カードに記	本人の写真の表示のある身分証明書等
	載された氏名及び	(学生証又は法人若しくは官公署が発
	出生の年月日又は	行した身分証明書若しくは資格証明書

住所(以下「個人識」 別事項」という。) が記載され、かつ、 写真の表示その他 の当該書類に施さ れた措置によって、 当該書類の提示を 行う者が当該個人 識別事項により識 別される特定の個 人と同一の者であ ることを確認する ことができるもの として個人番号利 用事務実施者が適 当と認めるもの

をいう。以下同じ。)で、個人識別事項 の記載があるもの(提示時において有効 なものに限る。以下「写真付身分証明書 等」という。)

戦傷病者手帳その他官公署から発行又 は発給をされた本人の写真の表示のあ る書類で、個人識別事項の記載があるも の(提示時において有効なものに限る。 以下「写真付公的書類」という。)

規則第1条第1項第3号口に規定する個人番号利用事務等実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」という。)が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの(提示時において有効なものに限る。)

個人番号利用事務等実施者が個人識別 事項を印字した上で本人に交付又は送 付した書類で、当該個人番号利用事務等 実施者に対して当該書類を使用して提 出する場合における当該書類

官公署又は個人番号利用事務等実施者 が個人識別事項を印字した上で本人に 交付又は送付した書類で、個人番号利用 事務等実施者に対して、申告書又は申請 書等と併せて提示又は提出する場合の

当該書類 規則第 官公署又は個人番 1 条 第 号利用事務等実施 1 項第 者から発行され、又 は発給された書類 3 号口 その他これに類す る書類であって個 人番号利用事務実 施者が適当と認め るもの(通知カード に記載された個人 識別事項の記載が あるものに限る。)

本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。)

地方税若しくは国税の領収証書、納税証 明書又は社会保険料若しくは公共料金 の領収証書で領収日付の押印又は発行 年月日及び個人識別事項の記載がある もの(提示時において領収日付又は発行 年月日が6か月以内のものに限る。以下 「地方税等の領収証書等」という。)

印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその 他官公署から発行又は発給をされた本 人の写真の表示のない書類(これらに類 するものを含む。)で、個人識別事項の 記載があるもの(提示時において有効な もの又は発行若しくは発給された日か ら6か月以内のものに限る。以下「写真 なし公的書類」という。)

地方税法(昭和25年法律第226号) に規定する特別徴収に係る納税義務者 に交付する特別徴収の方法によって徴 収する旨の通知書又は地方税法に規定 する特別徴収に係る特別徴収票その他 租税に関する法律若しくは地方税法そ の他の地方税に関する法律又は高齢者 の医療の確保に関する法律(昭和57年 法律第80号)及び介護保険法(平成9 年法律第123号)に規定する特別徴収 に係る被保険者に交付する特別徴収の 方法によって徴収する旨の通知書に基 づいて個人番号利用事務等実施者が本 人に対して交付した書類で個人識別事 項の記載があるもの(以下「本人交付用 書類」という。)

規則 第 1 条 第 5 号

過の確たるさの額を供を第16年間ので告て額のうに告て額のう係がませばればののう係がまる損害が申るにに終失該当告にのは、他者るするはののののでは、他者のはのののでは、は、他者のののでは、は、は、は、は、

修正申告書に記載された修正申告直前 の課税標準額若しくは税額等又は更正 の請求書に記載された更正の請求直前 の課税標準額若しくは税額等その他こ れに類する事項 って必要となる事 項又は考慮すべき 事情(以下「事項等」 という。) であって 財務大臣等が適当 と認める事項等

規則第

2 条 第

2 号

官公署から発行さ れ、又は発給された 書類その他これに 類する書類であっ て、行政手続におけ る特定の個人を識 別するための番号 の利用等に関する 法律施行令(平成2 6 年 政 令 第 1 5 5 号。以下「令」とい う。) 第12条第1 項第1号に掲げる 書類に記載された 個人識別事項が記 載され、かつ、写真 の表示その他の当 該書類に施された

措置によって、当該

書類の提示を行う

者が当該個人識別

税理士証票

写真付身分証明書等

写真付公的書類

個人番号利用事務等実施者が発行した 書類であって識別符号又は暗証符号等 による認証により当該書類に電磁的方 法により記録された個人識別事項を認 識できるもの(提示時において有効なも のに限る。)

個人番号利用事務等実施者が個人識別 事項を印字した上で本人に交付又は送 付した書類で、当該個人番号利用事務等 実施者に対して当該書類を使用して提 出する場合における当該書類

官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は提出する場合の当該書類

事項により識別さ れる特定の個人と 同一の者であるこ とを確認すること ができるものとし て個人番号利用事 務実施者が適当と 認めるもの 規則第 官公署又は個人番 官公署又は個人番号利用事務等実施者 号利用事務等実施 3 条 第 が発行又は発給をした書類で個人番号 1 項第 者から発行され、又 及び個人識別事項の記載があるもの は発給された書類 6 号 自身の個人番号に相違ない旨の本人に その他これに類す よる申立書(提示時において作成した日 る書類であって個 から6か月以内のものに限る。) 人番号利用事務実 行政手続における特定の個人を識別す 施者が適当と認め るための番号の利用等に関する法律の るもの(法第2条第 規定による通知カード及び個人番号カ 5項に規定する個 ード並びに情報提供ネットワークシス 人番号(以下「個人 テムによる特定個人情報の提供等に関 番号」という。)の する省令(平成26年総務省令第85 提供を行う者の個 号) 第15条の規定により還付された通 人番号及び個人識 知カード(以下「還付された通知カード」 別事項の記載があ という。)又は同省令第32条第1項の るものに限る。) 規定により還付された個人番号カード (以下「還付された個人番号カード」と いう。) 官公署又は個人番 写真なし身分証明書等 規則第

	I	
3 条 第	号利用事務等実施	地方税等の領収証書等
2 項第	者から発行され、又	写真なし公的書類
2 号	は発給された書類	本人交付用書類
	その他これに類す	
	る書類であって個	
	人番号利用事務実	
	施者が適当と認め	
	るもの	
規則第	本人しか知り得な	個人番号利用事務等実施者により各人
3 条 第	い事項その他の個	別に付された番号、本人との取引や給付
4項	人番号利用事務実	等を行う場合において使用している金
	施者が適当と認め	融機関の口座番号(本人名義に限る。)、
	る事項	証券番号、直近の取引年月日等の取引固
		有の情報等のうちの複数の事項
規則第	個人識別事項によ	雇用契約成立時等に本人であることの
3 条 第	り識別される特定	確認を行っている雇用関係その他これ
5項	の個人と同一の者	に準ずる関係にある者であって、知覚す
	であることが明ら	ること等により、個人番号の提供を行う
	かであると個人番	者が通知カード若しくは令第12条第
	号利用事務実施者	1項第1号に掲げる書類に記載されて
	が認める場合	いる個人識別事項又は規則第3条第1
		項各号に掲げる措置により確認される
		個人識別事項により識別される特定の
		個人と同一の者であること(以下「個人
		番号の提供を行う者が本人であること」
		という。)が明らかな場合
		所得税法(昭和40年法律第33号)に

規定する控除対象配偶者又は扶養親族 その他の親族(以下「扶養親族等」とい う。)であって、知覚すること等により、 個人番号の提供を行う者が本人である ことが明らかな場合

過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合

規則第

4条第2号口

前段

官人実れれれあ用当該個識れる署号者と大いたにっ事と提入別でと明らはそる人施も号項るは、なる人施も行及がもく事発発の書番者のうび記のは務行給他類号が(者個載にののはない。)

個人番号カード又は通知カード

還付された個人番号カード又は還付さ れた通知カード

住民基本台帳法(昭和42年法律第81 号)第12条第1項に規定する住民票の 写し又は住民票記載事項証明書(以下 「住民票の写し又は住民票記載事項証 明書」という。)であって、氏名、出生 の年月日、男女の別、住所及び個人番号 が記載されたもの

官公署又は個人番号利用事務等実施者 が発行又は発給をした書類で個人番号 及び個人識別事項の記載があるもの

自身の個人番号に相違ない旨の本人に よる申立書(提示時において作成した日 から6か月以内のものに限る。) 規則第 4条第 2号二 個人番号利用事務実施者が適当と認める方法

地方税手続電子証明書(大口町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成18年大口町規則第27号)第2条第2項第3号に規定する電子証明書(同号アに該当するものを除く。)をいう。以下同じ。)及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。)第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下「電子署名」という。)が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。)

民間電子証明書(電子署名法第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書(個人識別事項の記録のあるものに限る。)をいう。以下同じ。)及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。)

個人番号カード、運転免許証、旅券その 他官公署又は個人番号利用事務等実施 者から本人に対し一に限り発行され、又 は発給をされた書類その他これに類す る書類であって、個人識別事項の記載が あるものの提示(提示時において有効な ものに限る。) 若しくはその写しの提出 を受けること

個人番号関係事務実施者が本人である ことの確認を行った上で本人に対して 一に限り発行する識別符号及び暗証符 号等により認証する方法

規則第 6条第 1項第 3号 官号者一又類代番この利適と務人行れ本てをす人を明治にはその人のをし事とがれるた人個する番者類の人の人のをもり事ととの人の人のもりまる番者をしている。

本人の署名及び押印並びに代理人の個人識別事項の記載及び押印があるもの(税理士法(昭和26年法律第237号)第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。)

個人番号カード、運転免許証、旅券その 他官公署又は個人番号利用事務等実施 者から本人に対し一に限り発行され、又 は発給をされた書類その他これに類す る書類であって、個人識別事項の記載が あるもの(提示時において有効なものに 限り、税理士法第2条第1項の事務を行 う者から個人番号の提供を受ける場合 を除く。)

規則第

官公署から発行さ

税理士証票

2 号

7 条 第 れ、又は発給された 1 項 第 | 書類 その 他 これ に 類する書類であっ て、令第12条第2 項第1号に掲げる 書類に記載された 個人識別事項が記 載され、かつ、写真 の表示その他の当 該書類に施された 措置によって、当該 書類の提示を行う 者が当該個人識別 事項により識別さ れる特定の個人と 同一の者であるこ とを確認すること ができるものとし て個人番号利用事 務実施者が適当と

写真付身分証明書等

写真付公的書類

個人番号利用事務等実施者が発行した 書類であって識別符号又は暗証符号等 による認証により当該書類に電磁的方 法により記録された個人識別事項を認 識できるもの(提示時において有効なも のに限る。)

2項

規則第一登記事項証明書そ 7条第一の他の官公署から 発行され、又は発給 された書類及び現 に個人番号の提供 を行う者と当該法

認めるもの

登記事項証明書、印鑑登録証明書その他 の官公署から発行又は発給をされた書 類その他これに類する書類であって、当 該法人の商号又は名称及び本店又は主 たる事務所の所在地の記載があるもの (提示時において有効なもの又は発行

人との関係を証す る書類その他これ らに類する書類で あって個人番号利 用事務実施者が適 当と認めるもの(当 該法人の商号又は 名称及び本店又は 主たる事務所の所 在地の記載がある ものに限る。)

若しくは発給をされた日から6か月以 内のものに限る。以下「登記事項証明書 等」という。)並びに社員証等、現に個 人番号の提供を行う者と当該法人との 関係を証する書類(以下「社員証等」と いう。)

地方税等の領収証書等(当該法人の商号 又は名称及び本店又は主たる事務所の 所在地の記載があるもので、提示時にお いて領収日付又は発行年月日が6か月 以内のものに限る。以下「法人に係る地 方税等の領収証書等」という。)及び社 員証等

規則第

9 条 第

1 項第

2 号

官公署又は個人番 号利用事務等実施 者から発行され、又 は発給された書類 その他これに類す る書類であって個 人番号利用事務実 施者が適当と認め

写真なし身分証明書等

地方税等の領収証書等

写真なし公的書類

本人交付用書類

規則第

3項

本人及び代理人し 9条第 | か知り得ない事項 その他の個人番号 利用事務実施者が 適当と認める事項

るもの

本人と代理人の関係及び個人番号利用 事務等実施者により各人別に付された 番号、本人との取引や給付等を行う場合 において使用している金融機関の口座 番号(本人名義に限る。)、証券番号、直

近の取引年月日等の取引固有の情報等 のうちの複数の事項 規則第 令第12条第2項 雇用契約成立時等に本人であることの 9 条 第 第1号に掲げる書 確認を行っている雇用関係その他これ に準ずる関係にある者であって、知覚す 4項 類に記載されてい る個人識別事項に ること等により、本人の代理人として個 より識別される特 人番号を提供する者が令第12条第2 定の個人と同一の 項第1号に掲げる書類に記載されてい 者であることが明 る個人識別事項により識別される特定 らかであると個人 の個人と同一の者であること(以下「個 番号利用事務実施 人番号の提供を行う者が本人の代理人 であること」という。)が明らかな場合 者が認める場合 扶養親族等であって、知覚すること等に より、個人番号の提供を行う者が本人の 代理人であることが明らかな場合 過去に本人であることの確認を行って いる同一の者から継続して個人番号の 提供を受ける場合で知覚すること等に より、個人番号の提供を行う者が本人の 代理人であることが明らかな場合 代理人が法人であって、過去に個人番号 利用事務等実施者に対し規則第7条第 2項に定める書類の提示を行っている こと等により、個人番号の提供を行う者 が本人の代理人であることが明らかな 場合

規則第 官公署又は個人番 官公署又は個人番号利用事務等実施者 9 条 第 号利用事務等実施 が発行又は発給をした書類で個人番号 者から発行され、又 及び個人識別事項の記載があるもの 5 項第 6 号 は発給された書類 自身の個人番号に相違ない旨の本人に その他これに類す よる申立書(提示時において作成した日 る書類であって個 から6か月以内のものに限る。) 人番号利用事務実 還付された個人番号カード又は還付さ 施者が適当と認め れた通知カード るもの(本人の個人 番号及び個人識別 事項の記載がある ものに限る。) 規則第 本人及び代理人の個人識別事項並びに |本人及び代理人の 1 0 条 | 個人識別事項並び 本人の代理人として個人番号の提供を 第1号 に本人の代理人と 行うことを証明する情報の送信を受け ること して個人番号の提 供を行うことを証 本人に通知した識別符号を入力して、当 明する情報の送信 該提供に係る情報の送信を受けること を受けることその 他の個人番号利用 事務実施者が適当 と認める方法 規則第 代理人に係る署名用電子証明書及び当 代理人に係る署名 1 0 条 │ 用電子証明書(電子 該署名用電子証明書により確認される 第2号 署名等に係る地方 電子署名が行われた当該提供に係る情 報の送信を受けること(公的個人認証法 公共団体情報シス テム機構の認証業 第17条第4項に規定する署名検証者

務に関する法律(平 成14年法律第1 5 3 号。以下「公的 個人認証法」とい う。) 第3条第1項 に規定する署名用 電子証明書をいう。 以下同じ。) 及び当 該署名用電子証明 書により確認され る電子署名が行わ れた当該提供に係 る情報の送信を受 けることその他の 個人番号利用事務 実施者が適当と認 める方法

又は同条第5項に規定する署名確認者 が個人番号の提供を受ける場合に限 る。)

代理人に係る地方税手続電子証明書及 び当該地方税手続電子証明書により確 認される電子署名が行われた当該提供 に係る情報の送信を受けること(個人番 号利用事務実施者が提供を受ける場合 に限る。)

代理人に係る民間電子証明書及び当該 民間電子証明書により確認される電子 署名が行われた当該提供に係る情報の 送信を受けること(個人番号関係事務実 施者が提供を受ける場合に限る。)

代理人が法人である場合には、商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。)

個人番号関係事務実施者が本人である ことの確認を行った上で代理人に対し て一に限り発行する識別符号及び暗証 符号等により認証する方法 個人番号カード、運転免許証、旅券その 他官公署又は個人番号利用事務等実施 者から代理人に対し一に限り発行され、 又は発給をされた書類その他これに類 する書類であって、個人識別事項の記載 があるものの提示(提示時において有効 なものに限る。) 若しくはその写しの提 出を受けること

本人の代理人が法人の場合に限る。)の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、登記事項証ととという。として、登記事務として、登記事務を受けることを受けることを受けることを受けることを受ける。との提供をでは、番号の提供を電気を電気を電子情報を受けることができる。)を受けた書類等を受けた書類等を受けた書類等を受けた書類によることができる。)

本人の代理人(当該代理人が法人の場合に限る。)の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、法人に係る地方税等の領収証書等及び社員証等の提示を受

けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番争算機とを電気通信回線で接続した電子計算報処理組織を使用して提供を受けることでもの提示等を受けている場合には、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合において過去においる場合にだける場合において過去に対して過去に対して過去に対している場合においてきる。)

本人の代理人(当該代理人が税理士法第 48条の2に規定する税理士法り通知とより通知により通知により通知により通知に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) に限る第1項の「税理士等」という。) から個人番号にはより通知している弁護士(以下「提供を受ける場合には、当該税理士等には、当該税理士等に通知といる情報を、当該税理士等に通知といる情報を、当該税理士等に通知に係る情報を、当該税理士等に通知に係る情報を、当該税理士等に通知に係る情報を、当該税理士等に通知に係る情報を、当該税理士等に通知に係る情報を、当該税理士等に通知に係る情報を、当該税理士等に通知に係る情報を、当該税理士等に通知に係る情報を、当該税理士等に通知に任何といる方法(同法第2条第1項の事務に関 提供を受ける場合に限る。)

本人の代理人(当該代理人が税理士法人等の場合に限る。)に所属する税理士等から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、当該代理人又は当該税理士等に通知した識別符号及び暗証符号を入力して送信を受ける方法(税理士法第2条第1項の事務に関し提供を受ける場合に限る。)

規則第 1 0 条

第 3 号 口前段 官人実れれれあ用当人個載る署号者と書籍で務認個識おし用らはそる人施も号項のは務行給他類号が(及のには務行給他類号が(及のにののとのはない。)

本人の個人番号カード又は通知カード本人の還付された個人番号カード又は 還付された通知カード

本人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、氏名、出生の年月日、 男女の別、住所及び個人番号が記載され たもの

官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で、本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるもの

本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提示時にお

いて作成した日から6か月以内のもの
に限る。)